

標題

Hong Kong, Singapore 及び Sri Lanka 籍船に搭載される
Immersion suits について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0667
発行日 2006 年 7 月 6 日

各位

1. ホンコン政府より当該国籍船に搭載される Immersion suits に関しまして、下記の通り通知されましたのでお知らせ致します。
 - (1) Reg.III/32.3.3 で要求される通常定員分のイマーションスーツが収納される場所から離れた作業場所へ備える追加のイマーションスーツとして、船橋及び機関制御室にそれぞれ救命胴衣と同数(ただし、少なくとも 2 個)のイマーションスーツを備える。
 - (2) その他に既に救命胴衣が備えられている通常定員分のイマーションスーツが収納される場所から離れた作業場所がある場合(例えば、ケミカルタンカーの貨物制御室、霧中航行時に見張りを置く場所)には、当該場所に救命胴衣と同数のイマーションスーツを備える。船首尾の係船場所は上記の離れた作業場所とは見なさない。
2. シンガポール政府より当該国籍船に搭載される Immersion suits に関しまして、下記の通り通知されましたのでお知らせ致します。
 - (1) 定員分のイマーションスーツの数は、Form E の 2.1 “Total number of persons for which life-saving appliances are provided ”に明記された数とする。
 - (2) 通常定員分のイマーションスーツが収納される場所から離れた作業場所に備えられる追加のイマーションスーツは以下の通りとする。
 - (i) 船橋
 - (a) 各当直員に対し1つ
 - (b) 航行状態により必要となる場合、各パイロットに対し1つ
 - (ii) 機関室
 - (a) 各当直員に対し1つ
 - (b) 定期的に無人の状態に置かれる機関室の場合、各保守要員及び各見回り要員に対し1つ
 - (iii) 貨物制御室^(a)
各要員に対し1つ
 - (iv) 貨物ポンプ室
各要員に対し1つ

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

(v) 調理室^(a)

各要員に対し 1 つ

注

- (a) 当該場所が通常定員分のイマーションスーツが収納される場所から離れている場合に適用する。「離れた場所」の定義については(3)参照。
 - (b) 上記(i)から(v)以外に通常定員分のイマーションスーツが収納される場所から離れた作業場所がある場合には、当該作業場所の各作業員に対し 1 つのイマーションスーツを備えること。
- (3) 通常イマーションスーツが収納されている場所のある Deck と異なる Deck にある作業場所は「離れた場所」と見なされる。また、作業場所が通常イマーションスーツが収納されている場所と同じ Deck にあり、1 つ以上の区画を隔てて設置されている場合には、当該作業場所は船舶の配置により一般的に「離れた場所」と見なされる。
 - (4) イマーションスーツの収納場所は、船主又は船舶管理会社により決定する。
 - (5) 前(1)による数よりも実際の乗組員数が少ない場合、実際の乗組員数を超えて搭載される前(1)のイマーションスーツは Reg.III/32.3.3 で要求される追加のイマーションスーツとして使用して差し支えない。
 - (6) Reg.III/31.1.4 で要求される追加の救命いかだに備えるイマーションスーツへの要件はない。
 - (7) 小児が乗船する場合、船長は小児がイマーションスーツを着用できることを確保する。
 - (8) 船首部に乗組員が従事する作業場所がある場合には、当該作業場所に作業員数分の追加のイマーションスーツを備える。ただし、そのような場所に乗組員が単に行き来するだけの場合には、当該場所にはイマーションスーツを備える必要はない。
3. スリランカ政府より当該国籍船に搭載される Immersion suits に関しまして、MERCHANT SHPPING NOTICE MSN 2/2006 が通知されました。当該 NOTICE において、Reg.III/32.3.2 でイマーションスーツの搭載が免除される温暖海域の定義は北緯 30 度及び南緯 30 度の間の海域となっております。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp